

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 1 週間以内で退職の場合、紹介手数料の 100%返金
- ・入社後 1 ヶ月以内で退職の場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 3 ヶ月以内で退職の場合、紹介手数料の 25%返金
- ・入社後 6 ヶ月以内で退職の場合、紹介手数料の 10%返金

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

＊本人は雇用者の都合により短期退職をすることになった場合には、紹介手数料の返金を行わないものとする。

＊いずれの場合も事務費用の 1000 円を返還しません